

神誓裁判について(上)

牧野信之助

法律進化の過程を考察すると、世界各國何處の場合でも、共通してその原始時代にあつては専ら人類を超えたる能力者——神意によつて理非曲直を裁かれてゐる。これ即ち原始宗教時代の現象であつて、例へば我國にあつても、上代の文献として記、紀の中に容易に其等の例證を徵することが出来る。黄泉國に赴かんとして先づ高天原に上り天照太神の怒を買つた素盞鳴尊の太神に對する誓約にしても、木花咲耶姫が瓊々杵尊に誓約して

いことを明かにその相手天照太神、瓊々杵尊にそれへ受け入れしめたことである。換言すれば神意が明かに裁斷を加へたことになる。

降つて支那との交通が開始せらるゝに從ふてその俗習傳來し、又佛教渡來するに及んでは、同じ様にその信仰を核心とする習俗が受入れらるゝに至つたのも自然の勢である。奈良朝以來の正史に散見する、牛を殺して漢人を祀るを禁ずと云へる制令は、表面上は單に漢神を奉祀する爲めの一の儀式として牛を殺すことであるけれども、之は恐らく支那に於ける犠牲——周禮春秋傳などに見えた盟誓の場に牛血を啜り誓詞を記して土に埋め約言に叛する時はこの牛の如く斬殺せらるゝ罪に當主張が正義であり、木花咲耶姫の發案が偽りでな

らんと神々に誓ふ——その俗習の結合したものと

見るべき思想が根柢に横はつてあり、特に漢族移住民の子孫間に信奉されてゐたことゝ思ふ。

而して我國固有の神に對して誓約する風習が佛教思想に結合するに及んで、斯の起請文の如きものが發生して、一般に多くの神佛を並べたてゝ理非曲直を明かにし潔白を證明する等の場合に作製せらるゝことゝなつた。その起源は、上代の字氣比(誓約)に根柢を持つてゐる。それは鎌倉時代に至つて特に盛行されたやうである。我等は今こゝで起請文に對するあまり委曲を盡した發達について歴叙する必要を持つものでないが、唯一國の法制が漸次發達して支那法を承けた律令が交附され次で固有法の式目が行はれ、諸侯の制條などが準定せらるゝに立つても、矢張我國家の法制上の位置は、宗教時代を離れて純粹法律時代に進むのは非常な距りがあつたことを示してゐることを注

意したい。

即ち貞永式目にあつても、運用の效をより多く大にして法典編纂の目的を達する爲めではあつたらうけれども、五十一箇條の終りには、執權・連署・評定・衆盡く連署して神意によるべきを宣し、「條々子細如此、若誰爲一事存曲折令違背者、梵天・帝釋四天王、惣日本國六十餘州大小神祇(中略)神罰冥罰各可罷蒙也、仍起請文如件」と述べてゐるのである。斯して當時の誓狀亦普く式條のそれに則つてゐるのを見ると、勿論その立法の一面には正しく神佛の裁斷を目標に置かれてゐることを知るべきである。

式目追加によるごとく、式目發布の後四年文暦三年閏六月に幕府は起請文失條々の篇目を定めてゐるが、それは「一、鼻血出事。一、書起請文後病事但除本病者」一、鷗鳥矢懸事。一、爲鼠被喰衣裳事。一、自身中令下但除用楊枝時并水女及患病者」一、重輕服

事。一、父子罪科出來事。一、飲食時咽但被打背之程可定事の九ヶ條であつて、之について吾妻鏡の同箇條には附記して、「是於政道以無私爲先、而論事有疑、決是非無論、故仰神道之冥慮、可被糺祀否云々」云つてゐる。塵添挨囊抄によると、その後文應二年三月にも同様の定をなしたこと載せてゐる。此等を以て見ると、起請が式條と相聯和して法的效用を有してゐたことを示すものである。兼好はその徒然草に、「起請文といふ事法曹にはそのさたなし、いにしへの聖代すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを、近代此事流布したるなり」と論じてゐるが、鎌倉以前になしと否定することは勿論出来ないにしても、それが時代の影響を受けて濃厚になつたことだけは覆はれざる事實である。猶この點については後述するであらう。

猶時代を越えて室町時代にあつても成敗の定め

にあつては細則を設けてその旨を奉行守連署の下に起請文を捧げてゐる。その事は蟾川家記に委しく見えてゐる。諸侯の令條にしても、例へば伊達氏の塵芥集の如き、箇條書の終りに敬白起請文を附し、評定之間理非決斷事として「右もうまいの身りひの分別およばさるによつて旨趣相ちがひの事さらに心のまかるところにあらず」と記し、起請を捧げる理由を明らかにしてゐる。

起請文が法制の上に交渉を有してゐた點は大體以上の如くであるが、更らに神と法との間に重大な役廻りを演じてゐた古習俗に所謂探湯クガタがある。

我が古代史上に於ける探湯の記事はそれが有名である丈それ丈一般に膾炙されてゐるが、議論を進めて行く順序上その大要をこゝに引用するならば、

一、應神紀九年、武内宿禰對その弟甘美内宿禰相争ふ

て是非決し難く、勅命により神祇に請て探湯せしめられ、結局兄宿禰の勝となり

二、履仲紀四年九月、百姓の姓氏偽借多きを以て、之

を正さんが爲めに諸氏姓人を探湯せしめ、不實のもの傷けるを以て詐者驚いて進まず氏姓自ら定まり

三、繼體紀二十四年、任那駐在の近江毛野聽訴に懶く諍訟を決するに好みて誓湯を以てし、その爲め爛死のもの多きを以て任那使の大和朝廷への訴願ミなつた

以上三つの事件之である。その方法は允恭紀の

注に「盟神探湯此云區區陀智或渥納釜煮沸攪手探湯塗或燒斧火色置于掌」と見えてゐるので、

熱した湯塗を探らしむるものと、鐵火を握らしむるものとが並び行はれてゐたやうである。尤も次に「是以故作者愕然之豫退無進」自是之後、氏姓自定、更無詐人」とあるから、必ずしも總てに制行せしめたわけではなく、又この注文は通釋などの

如く私記の揔入だと云つてゐる説もあるが、よしにしても、その方法の古い形式を考へるに當つては別段支障を認めない。之で見ると我上代にあつては理非曲直の裁斷を神意に仰ぎ、この神聖な場所に於てかゝる方法を執つたことが明かに解かる。この習俗は支那の或時代に於ても日本の特色ある慣習として注意したらしく、北史によれば○北史第九十四第八十二倭國の國俗を歴記して、ばの條異稱日本傳にも引用せり倭國の國俗を歴記して、その中に「或置小石於沸湯中令所競者探之、云理曲者卽手爛、或置蛇釜中令取之、云曲者卽螢手矣」と述べてゐる。粗々同様の記事は夷俗考にも見えてゐる。

北史は唐初の編述であるから稍々時代を降下してゐるとは云へ、書紀の例證の行はれてゐた一つの裏書とすることが出来る。

然らばこの習俗は獨り日本固有のものであつたか、この點については矢張その方法にいくらかの

相違があつたにしても世界共通の現象と考へるのが穏當である。印度にあつては西域に氷・火・禍・毒の四法があつた事を特記せられ、火法は探湯に該當せしむべきものである。

ゲルマンに種々の神判 *Gottesurteil* あつたことこれ亦中世史上著聞せられてゐる。即ち原被兩造神に誓て主張を述べ、裁判官その眞偽を判断する神誓(*Oath*)並びに熱湯熱鐵を握りて負傷せるものを敗訴させる神裁(*Ordecal*)之である。但し支那に於てはその風習が存在せずそれで倭國の俗を珍しげに特記してゐるとの説も出るやうであるが、恐らくすつと古くその慣習が存在したものが當代には忘れられてゐたのではあるまいか。書記通證の著者は、搜神記に見えた扶南王范尋等の探湯の記事、南齊書・又後戴就傳・太平御覽に引用された吳時外國傳の扶南の記事等を擧げ、此等は我が國俗が彼れに移つされたものだと考へてゐるやうであ

るが、矢張此等の史籍に示された慣習は彼土として元來存在してゐたことゝ考へる方が自然的であらう。朝鮮にあつても繼體紀近江毛野の探湯強制に任那人が苦んだと云ふことは、かゝる風習が彼士になかつたと云ふことにはならないので、當時既に忘られてゐたのか、或は存在したにしてもその濫用に苦しんだと解すべきであらう。言語上の解釋にしても、彼地にその古俗の存在を認めてゐる金澤博士の説に左擔すべきであらう。

原始宗教時代の特色を有するこの探湯は、我上代に三つの例證を残してそのまゝ史上に跡を断つたか如何。多くの上代史家は此等の探湯の條を解釋してその後へ附言し、その遺風は後世湯起請若しくは火起請(鐵火)となつて連續してゐると書いてゐる。事實全く各時代を通じてその現はれは斷續して所見せらるゝものゝ如く、特に室町時代に

入つてからそれ以降江戸の初期へかけて、中世から近世への過渡期に於て、その記事が遙かに多く現はれてゐる。今二三の例を擧げて見ると、

(一) 永享三年七月、京都の米商六名幕府有司に捕へられて湯起請に及んだが、皆その失を現はされ犯状を白状して服罪するに至つた。この記事は看聞日記に見えてゐるが、同じく満濟准后日記にも参照せられる。「永享三年七月八日(米商等)狼藉意外之間……仍於亭子院湯起請於被取了、大略は手共焼云々」とあるもの之である。

(二) 同じく満濟准后日記によると、永享四年五月北野の社僧某が湯起請を取らされたが、それは同社神事の重儀手水について之を一事も残さず傳授したか否かの疑ひによつて、某はその儀に處せられたのであつた。

(三) 永享九年五月、南禪賊黨賀副寺湯誓文に及ぶべき命があつた。これは蔭涼軒日録に見え、理

由はその罪科の存否を慥かむるにあつたことは云ふ迄もない。

(四) 看聞日記によると、永享十年三月、赤松の家人等四人湯起請を書かされたが、三人は忽ち手を焼損し切腹に及んだとある。之は如何なる筋合の犯罪を白状せしむる手段であつたか不明であるが、ともかく湯起請を執らされた確證を示してゐる。

(五) 永祿の末年越前一乘谷の城主朝倉義景はその幼き嫡子を失つたが、それは乳母夫婦の謀計によるとの嫌疑から、關係者一同に湯起請を執らせてその奸詐を露見せしめた事は頗る誇張して朝倉始末記に見えてゐる。

(六) 日本西教史によると、文祿四年肥前大村に於て一人の基督教信者は竊盜の嫌疑で死刑に處せらるゝ判決を得たが、法に従つて神に誓を立つべしとの事で、信者の故を以て十字架に對し「若し

「予れ犯罪あらば神罰立ごころに降らん」と述べて鐵火を手中にしたが、その手の爛れなかつたことを細叙してゐる。

(七)玉露叢による記、慶長十九年三月、駿河熊野森で火起請のことがあつたが、それは兄を害したよしの論ある爲め曲直を明かにせんとして彦坂光政奉行して臨席してゐる。光政は當時幕府地方の重臣であつた。

以上の例證を吟味して見ると、中には朝倉氏の場合の如く私刑に近いやうなものもあるけれども要するに神明に誓つてその罪迹の如何を湯起請若しくは火起請なる方法を介して、神意に窺つてその判断を乞ふた點は一致してゐる。而もそれは多くの場合に於て國法としてその方法がとられつゝあつた。

既に罪科の存否如何を神慮に問ふ以上は、訴訟

——原被兩造の主張にして到底充分な裁斷の行はれざる場合には、同じく神意の裁斷に歸せしむることになつて來る。斯の應神紀に見える武内兄弟の執つた探湯と同一の經路は、室町以降の史上に頗る頻繁に見えてゐる。例へば

(一)應永三十二年八月式部と稱する侍男が宮女に縁引して内侍所の刀子三條と號する老女が南朝の方人として密かに皇上を呪詛し奉つてゐると訴へた爲めに對決に及んだが、結局この事件の仔細を載せた薩戒記に「内侍所刀子奉呪詛哉否事、興式部相共可有湯起請之沙汰云々」と述べてゐる。

(二)甲陽軍鑑には、武田信玄幕下の侍事によりて對決したが、實否究らざる爲め鐵火を執ることとなり、主命によつてその被官之に代はりて八幡宮庭上に於てその儀に及んだことを記し

(三)福島正則の部下某々等勇智の間柄として訴論に及んだが、主命によつて神前鐵火の儀となり

轟某は焼けなかつたが、ともかく兩者とも切腹せしめた記事が見えてゐる。但しこの場合にあつては正則の處置が決して深重の態度に出たとは受取られない。「たはけたる公事故誰もわけ手無之」ため正則は「扱々にくき奴らにて何とも申付様無之間神前にててつ火とらせ候様に申付け」落着の後は無罪と認めらるべき無傷者に對しても「ばかな仕方ともにて腹切らせ候へ」とて、折角神托を乞はしめながら喧嘩兩成敗の形ちに落着せしめて

ゐるのである。然し、正則の處置と鐵火に對する念慮等についてはともかくとして、その方法が慣習されてゐたことは充分この記事から推察することができる。

(四)同じく豊臣氏の時代に、徳本と稱するものその弟と相争ひ、遂に官裁により京都北野祠前に於て火起請に及んだが、弟は傷き兄は自若たりとしてある。これは倭訓栄に引いてある例證である。

西洋に於ける東洋の影響(特に中古期に於ける)(下)

Der Einfluss des Morgenlands auf das Abendland.
(Vornehmlich während des Mittelalters)

文學士 宮崎市定抄譯
ゲオルク・ヤコブ著

物語の歴史を辿るも亦面白き題材なり。舊約聖書は其中に重要な地位を占むるが、之が福音書の文學的形式は古典古代の文學よりは説明されず

前福音書がアラマイク語にて書かれしは疑なし。